

社会福祉法人新宿区社会福祉協議会情報公開規程施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、社会福祉法人新宿区社会福祉協議会情報公開規程（以下「規程」という。）第18条の規定により、規程の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規則において使用する用語は、次の各号に定めるものを除くほか、規程で定める用語の例による。

- (1) 事務局 社会福祉法人新宿区社会福祉協議会（以下「協議会」という。）定款第35条第1項に規定する事務局をいう。
- (2) 事務局長 協議会定款第35条第2項に規定する事務局長をいう。
- (3) 次長 協議会組織規程第3条第1項に規定する次長をいう。
- (4) 課 協議会組織規程第2条に規定する組織をいう。
- (5) 課長 前号に規定する課の長をいう。

(情報公開責任者等の設置)

第2条の2 規程第3条に定める協議会の責務を全うするため、事務局に情報公開責任者を置き、情報公開制度の適正な運用を図るものとする。

- 2 前項に規定する責任者は、事務局長をもって充てる。
- 3 情報公開責任者を補佐するため、事務局に情報公開事務取扱責任者（以下、「事務取扱責任者」という。）を置き、次長をもって充てる。
- 4 事務取扱責任者を補佐するため、情報公開事務取扱者（以下、「事務取扱者」という。）を置き、各課長をもって充てる。

(公開請求書)

第3条 規程第6条に規定する公開請求書は、情報公開請求書によるものとする。

(公開決定通知書等)

第4条 規程第10条及び第11条の規定による決定の通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、別に定める様式により行うものとする。

- (1) 文書の公開をする場合（一部公開を含む） 情報公開決定通知書
- (2) 文書の公開をしない場合 情報非公開決定通知書
- (3) 文書の公開等の決定を延長又は再延長する場合 情報公開決定等期間延長・再延長通知書

(文書の公開)

第5条 文書の公開は、当該文書を管理している課において行うものとする。

- 2 前項の場合において、文書の公開を受けるものは、当該文書を丁寧に取り扱い、汚損・破損

又は抜き取りをしてはならない。

3 文書の公開は、文書、図画又は写真については閲覧又は写しの交付により、フィルムについては視聴又は写しの交付により、電磁的記録については視聴、閲覧、写しの交付等で適切な方法により行う。

(写しの交付)

第6条 文書の写しの交付は、1件の請求につき1部とする。

(手数料)

第7条 規程第13条第2項の規定に基づき、文書の写しの作成に要する手数料は、別表に定めるところとし、写しの送付に要する手数料は、当該写しの送付に係る郵便料金の額とする。

2 前項の手数は、前納しなければならない。

(異議の申出)

第8条 規程第14条に規定する異議の申出及び決定の通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、別に定める様式により行うものとする。

(1) 異議の申出をする場合 情報公開決定異議申出書

(2) 文書の公開をする場合(一部公開を含む) 情報公開決定異議申出回答書(公開)

(3) 文書の公開をしない場合 情報公開決定異議申出回答書(非公開)

(文書の検索資料)

第9条 規程第17条に規定する文書を検索するために必要な資料は、社会福祉法人新宿区社会福祉協議会文書取扱規程第24条に定める文書管理基準表とする。

(職員の責務)

第10条 職員は、文書の公開が円滑に行われるように、前条に規定する文書管理基準表等を用いて、当該請求に係わる相談に積極的に応じなければならない。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成14年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成16年6月1日から施行し、平成16年3月8日から適用する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成25年12月20日から施行する。

(経過措置)

この規則の施行の日前に行われた改正前の規程第5条の規定による公開の請求であって、同日以後に当該公開の請求に係る協議会文書の全部若しくは一部を公開し、又は公開をしない旨の決定を行うもの及び改正前の規程第15条第1項の規定による公開の申出については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、令和4年12月5日から施行する。

別 表

文書の種別		手数料
文書及び図画	文書及び図画	1枚につき 10円
	マイクロフィルム、写真フィルム等	印刷物として出力したものの写し (黒単色刷り) 1枚につき10円
		印刷物として出力したものの写し (カラー刷り) 1枚につき40円
電磁的記録	電磁的記録(録音テープ、ビデオテープ又は映画等を除く)	印刷物として出力したものの写し (黒単色刷り) 1枚につき10円
		印刷物として出力したものの写し (カラー刷り) 1枚につき40円
		電磁的記録を複製した光ディスク 1枚につき100円

備考

- 1 A3判を超えるものの写しについては、A3判による用紙を用いた場合の枚数に換算して算定する。
- 2 写しを両面印刷により作成した場合には、片面を1枚として算定する。